

令和6年5月15日  
国不参第6号

一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官  
(公 印 省 略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正について  
(自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令について)

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、書面掲示規制等のアナログ規制についてデジタル原則の観点から横断的に点検・見直しを行うこととされ、これに基づく「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第71条に基づく標識の掲示については、標識の記載事項のウェブサイトへの掲載を推奨することが盛り込まれたところ。これを踏まえ、下記第一のとおり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)第81条に基づく別記様式第26号の改正を含む、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第58号)が令和6年4月30日に公布され、同年6月30日から施行されることとなった。

については、制度の的確かつ円滑な運用に配慮されるよう、貴団体加盟の事業者に対する周知徹底を図られたい。

併せて、マンション管理業者による標識の掲示に関する取扱について、下記第二のとおり通知するので、同じく貴団体加盟の事業者に対する周知徹底を図られたい。

## 記

### 第一 規則関係

#### 1. 改正の趣旨について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている書面掲示規制については、アナログで掲示される情報と同じ情報をデジタルでも掲示されるようにすることを原則とし、消費者が市場において当該事業者を選択することに資する情報を掲示することの公共の利益と当該者のプライバシーの保護とのバランスが図られるよう、規制の趣旨・目的に照らした見直しを行うこととされている。

法第 71 条に基づきマンション管理業者に義務付けられる「標識の掲示」は、標識が掲示された場所において事業を営んでいる者が、法令上義務付けられた登録を受けた事業者であることを明示し、無登録営業を防止することを趣旨とするため、引き続き事務所における掲示を法令上義務付ける必要がある。一方、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しの観点から、消費者がマンション管理業者の事務所を訪れずともウェブサイト上で登録を受けたマンション管理業者であることを確認できるようにするため、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」においては、マンション管理業者に対し、標識の記載事項についてウェブサイトへの掲載を推奨することとした。（下記第二参照）

本改正は、ウェブサイトへの掲載を可能とすることあたり、掲載による公共の利益とプライバシーの保護とのバランスを図るため、規則第 81 条に基づく別記様式第 26 号を改正し、標識の記載事項から専任の管理業務主任者の氏名を削除する等の改正を行うものである。

## 2. 改正内容について

規則別記様式第 26 号について、以下の改正を行う。

- ・ 標識の記載事項から「この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名」を削除
- ・ 記載事項の削除に伴い、標識の縦の長さを「30cm 以上」から「25cm 以上」に変更

## 3. 施行日

令和 6 年 6 月 30 日

※ なお、附則第 2 条の規定により、マンション管理業者の標識に係る改正については、この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前の様式による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の様式による標識とみなす経過措置を置いている。

## 第二 マンション管理業者による標識の掲示に関する取扱について

法第 71 条の規定に基づく標識の掲示は、マンション管理業者がウェブサイトを作成している場合は、事務所における掲示に加え、当該ウェブサイトへの掲載を推奨する。

ウェブサイトへの掲載に当たっては、規則別記様式第 26 号において定められている標識と同様の内容（「登録番号」「登録の有効期間」「商号、名称又は氏名」「代表者氏名」「主たる事務所の所在地」）とすること。

なお、当該ウェブサイトへ掲載したことをもって、法第 71 条の規定に基づく掲示の義務が果たされるものではないことについて留意されたい。

（添付資料）

○新旧対照表（規則関係）